

こうとうがっこうとう せんこうかしゅうがくしえんきんせいど 高等学校等専攻科修学支援金制度

家庭の状況にかかわらず生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の専攻科に通う道府県民税及び市町村民税が非課税であるなど一定の要件を満たす生徒に対して、高等学校等専攻科修学支援金を支給します。

1 対象となる世帯等

(1) 公立

対象となる世帯	保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額	1人当たりの専攻科修学支援金支給額
1 住民税非課税世帯	0円(非課税)	月額 9,900円 (授業料全額支援)
2 住民税非課税に準ずる世帯	100円以上 85,500円未満	月額 4,950円 (授業料半額支援)

(2) 私立

対象となる世帯	保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額	1人当たりの専攻科修学支援金支給額
1 住民税非課税世帯	0円(非課税)	月額 35,600円
2 住民税非課税に準ずる世帯	100円以上 85,500円未満	月額 17,800円

2 申請方法

学校からの案内により、申請を行ってください。申請された月から支給開始となるので、提出が遅れないよう注意してください。

【必要書類】

- ① 申請書
- ② 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明する書類
(課税証明書等)

3 支給方法

支援金は、学校設置者(都道府県、学校法人等)が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。
詳細については、学校へお問い合わせください。